

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3513277

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
KABUSHIKI KAISHA DDS	01/04/2012
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	KABUSHIKI KAISHA DDS
Street Address:	3-6-41 MARUNOUCHI, NAKA-KU, NAGOYA
City:	AICHI
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 2	
Property Type	Number
Patent Number:	7310433
Patent Number:	8369583
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)739-2815
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Email:	iprecordals@cpaglobal.com, rzahoori@cpaglobal.com
Correspondent Name:	CPA GLOBAL LIMITED
Address Line 1:	LIBERATION HOUSE
Address Line 2:	CASTLE STREET
Address Line 4:	ST HELIER, JERSEY J
NAME OF SUBMITTER:	HELEN BIRRELL
SIGNATURE:	/H/BIRRELL/IPR/RZ/NGBUME TEC HH/COAd2PT/
DATE SIGNED:	09/04/2015
Total Attachments: 30	
source=3 DDS commercial register#page1.tif	
source=3 DDS commercial register#page2.tif	
source=3 DDS commercial register#page3.tif	
source=3 DDS commercial register#page4.tif	
source=3 DDS commercial register#page5.tif	
source=3 DDS commercial register#page6.tif	
source=3 DDS commercial register#page7.tif	

source=3 DDS commercial register#page8.tif
source=3 DDS commercial register#page9.tif
source=3 DDS commercial register#page10.tif
source=3 DDS commercial register#page11.tif
source=3 DDS commercial register#page12.tif
source=3 DDS commercial register#page13.tif
source=3 DDS commercial register#page14.tif
source=3 DDS commercial register#page15.tif
source=3 DDS commercial register#page16.tif
source=3 DDS commercial register#page17.tif
source=3 DDS commercial register#page18.tif
source=3 DDS commercial register#page19.tif
source=3 DDS commercial register#page20.tif
source=3 DDS commercial register#page21.tif
source=3 DDS commercial register#page22.tif
source=3 DDS commercial register#page23.tif
source=3 DDS commercial register#page24.tif
source=3 DDS commercial register#page25.tif
source=3 DDS commercial register#page26.tif
source=3 DDS commercial register#page27.tif
source=3 DDS commercial register#page28.tif
source=3 DDS commercial register#page29.tif
source=3 DDS commercial register#page30.tif

partial translation

Certificate of Full Registration Records

3-6-41 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya, Aichi

KABUSHIKI KAISHA DDS

Corporate No. 1800-01-046613

Company Name	KABUSHIKI KAISHA DDS	
Head Office	<u>2-27-8 Meieki, Nishi-ku, Nagoya-shi, Aichi</u>	Transferred on 1 June 2009
		Registered on 11 June 2009
	3-6-41 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya, Aichi	Transferred on 4 January 2012
		Registered on 16 January 2012

(omitted)

Serial No. あ 498774

*Underlined portion indicates a deletion.

1/29

This is the document certified to be the full disclosure of the items recorded in the Corporate Register without having been closed.

18 June 2015

Nagoya Legal Affairs Bureau

REGISTRAR

Kinji OHBA (sealed)

Serial No. あ 498774

*Underlined portion indicates a deletion.

29/29

履歴事項全部証明書

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

商号	株式会社ディー・ディー・エス	
本店	名古屋市中区丸の内三丁目6番41号	平成21年 6月 1日移転 平成21年 6月11日登記
	名古屋市中区丸の内三丁目27番8号	平成24年 1月 4日移転 平成24年 1月16日登記
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.aspir.co.jp/koukoku/3782/3782.html ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 3月29日変更 平成18年 4月13日登記
	電子公告により行う。 http://www.dds.co.jp/ir/library.html ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成23年12月14日変更 平成24年 2月10日登記
会社成立の年月日	平成7年9月13日	
目的	1. コンピューターシステム、ハードウェア、ソフトウェアの設計、開発、製造、販売及び輸出入 2. コンピューターシステム利用技術の開発、指導及びメンテナンス 3. コンピューター利用に関するコンサルタント業 4. コンピューターシステムによる情報管理、処理サービス 5. マーケティングリサーチの企画及び請負 6. モバイル機器の企画、設計、開発、製造、販売及び輸出入 7. アミューズメント機器の企画、設計、開発、製造、販売及び輸出入 8. セキュリティ機器の企画、設計、開発、製造、販売及び輸出入 9. 要素技術（画像認識、音声認識、生体認証、誤り訂正、暗号）及びマイコン組込技術を利用した電子機器用部品の企画、設計、開発、製造及び販売並びに輸出入 10. 情報技術を利用した家庭電化製品の企画、設計、開発、製造及び販売並びに輸出入 11. カーナビゲーションシステム、ETC等の道路交通情報システムの企画、設計、開発、製造及び販売並びに輸出入 12. 産業用ロボット機器の企画、設計、開発、製造及び販売並びに輸出入 13. 生命及び生物情報科学技術の開発、利用及びその効果と影響に関する研究、試験及び調査 14. 特許権、著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権等の知的所	

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

	有権の取得及びその運用並びに出願に関するコンサルタント 15. 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携の斡旋及び仲介並びに営業譲渡、資産売買、資本参加及び合併に関する斡旋並びに仲介 16. 投資事業組合財産の運営及び管理並びに投資事業組合財産持分の募集及び販売 17. 有価証券の取得、保有及び運用 18. 経営に関するコンサルティング業務 19. 一般及び特定労働者の派遣業務 20. 各種イベントの企画、制作、実施 21. 書籍、雑誌等の出版及び販売 22. 損害保険代理業 23. ナノテクノロジーを利用、応用した製品及び製造機器の研究、製造及び販売 24. 土地の改良、緑化及び資源の保全、開発等環境の整備に関する製品及び製造機器の研究、開発、製造及び販売 25. 半導体素子、電子回路及びその関連材料、部品、応用製品の研究、開発、製造及び販売 26. 不動産の取得、管理、賃貸及び処分 27. 前各号に附帯する一切の業務 平成22年12月21日変更 平成23年 2月25日登記
単元株式数	100株 平成26年 1月 1日設定 平成26年 2月19日登記
発行可能株式総数	44万5000株 平成22年12月21日変更 平成23年 2月25日登記 <u>124万6000株</u> 平成25年 3月28日変更 平成25年 4月22日登記 1億2460万株 平成26年 1月 1日変更 平成26年 2月19日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>25万9657株</u> 平成22年12月22日変更 平成23年 2月25日登記 発行済株式の総数 <u>31万1588株</u> 平成24年10月10日変更 平成24年10月24日登記 発行済株式の総数 <u>31万1648株</u> 平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

	発行済株式の総数 <u>31万1753株</u>	平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記
	発行済株式の総数 <u>32万1753株</u>	平成25年 9月30日変更 平成26年 2月19日登記
	発行済株式の総数 <u>3217万5300株</u>	平成26年 1月 1日変更 平成26年 2月19日登記
	発行済株式の総数 <u>3219万5300株</u>	平成26年 1月31日変更 平成26年 2月19日登記
	発行済株式の総数 <u>3367万5300株</u>	平成26年 4月30日変更 平成26年10月16日登記
資本金の額	<u>金17億1472万207円</u>	平成22年12月22日変更 平成23年 2月25日登記
	<u>金17億9521万3257円</u>	平成24年10月10日変更 平成24年10月24日登記
	<u>金17億9561万3277円</u>	平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記
	<u>金17億9631万3312円</u>	平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記
	<u>金21億9193万8312円</u>	平成25年 9月30日変更 平成26年 2月19日登記
	<u>金21億9985万812円</u>	平成26年 1月31日変更 平成26年 2月19日登記
	<u>金27億8537万5812円</u>	平成26年 4月30日変更 平成26年10月16日登記
	株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	<u>東京都中央区八重洲一丁目2番1号</u> <u>みずほ信託銀行株式会社 本店</u> 平成15年 3月12日変更

整理番号 あ498774

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/29

PATENT

REEL: 036544 FRAME: 0443

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成26年 9月 1日変更		平成26年 9月30日登記
役員に関する事項	取締役	<u>三吉野健滋</u>	平成23年 3月30日重任 平成23年 4月14日登記
	取締役	<u>三吉野健滋</u>	平成25年 3月28日重任 平成25年 4月22日登記
	取締役	<u>三吉野健滋</u>	平成27年 3月26日重任 平成27年 4月 9日登記
	取締役	<u>松下重恵</u>	平成23年 3月30日重任 平成23年 4月14日登記
	(社外取締役)		
	取締役	<u>松下重恵</u>	平成25年 3月28日重任 平成25年 4月22日登記
	(社外取締役)		
	取締役	<u>松下重恵</u>	平成27年 3月26日重任 平成27年 4月 9日登記
	(社外取締役)		
	取締役	<u>柚木健一郎</u>	平成23年 3月30日重任 平成23年 4月14日登記
	取締役	<u>柚木健一郎</u>	平成25年 3月28日重任 平成25年 4月22日登記
	取締役	<u>柚木健一郎</u>	平成27年 3月26日重任 平成27年 4月 9日登記

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

取締役	<u>貞方 渉</u>	平成23年 3月30日就任
		平成23年 4月14日登記
取締役	<u>貞方 渉</u>	平成25年 3月28日重任
		平成25年 4月22日登記
取締役	<u>貞方 渉</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 9日登記
取締役	<u>徳田 清仁</u>	平成25年 3月28日就任
		平成25年 4月22日登記
取締役	<u>徳田 清仁</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 9日登記
取締役	<u>林 森 太 郎</u>	平成27年 3月26日就任
		平成27年 4月 9日登記
名古屋市西区名駅二丁目23番14号 代表取締役	<u>三吉野 健 滋</u>	平成23年 3月30日重任
		平成23年 4月14日登記
名古屋市東区泉一丁目11番7号 代表取締役	<u>三吉野 健 滋</u>	平成24年 2月 1日住所 移転
		平成24年 2月10日登記
名古屋市東区泉一丁目11番7号 代表取締役	<u>三吉野 健 滋</u>	平成25年 3月28日重任
		平成25年 4月22日登記
名古屋市東区泉一丁目11番7号 代表取締役	<u>三吉野 健 滋</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 9日登記
監査役	<u>大 島 一 純</u>	平成20年 3月28日就任
社外監査役		平成20年 4月10日登記
監査役	<u>大 島 一 純</u>	平成24年 3月29日重任
(社外監査役)		平成24年 4月17日登記

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

<u>監査役</u>	<u>尾原博明</u>	平成20年 3月28日就任
<u>社外監査役</u>		平成20年 4月10日登記
<u>監査役</u>	<u>尾原博明</u>	平成24年 3月29日重任
<u>(社外監査役)</u>		平成24年 4月17日登記
		平成25年 3月28日辞任
		平成25年 4月22日登記
<u>監査役</u>	<u>宗岡徹</u>	平成23年 3月30日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成23年 4月14日登記
<u>監査役</u>	<u>宗岡徹</u>	平成24年 3月29日重任
<u>(社外監査役)</u>		平成24年 4月17日登記
<u>監査役</u>	<u>山口順平</u>	平成25年 3月28日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成25年 4月22日登記
<u>会計監査人</u>	<u>アクティブ有限責任監査法人</u>	平成23年 3月30日就任
		平成23年 4月14日登記
<u>会計監査人</u>	<u>宙有限責任監査法人</u>	平成23年10月 1日アクティブ有限責任監査法人の名称変更
		平成23年10月28日登記
<u>会計監査人</u>	<u>宙有限責任監査法人</u>	平成24年 3月29日重任
		平成24年 4月17日登記
		平成25年 3月28日退任
		平成25年 4月22日登記

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

	<p>会計監査人 <u>太陽ASG有限責任監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>太陽有限責任監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>太陽有限責任監査法人</u></p>	<p>平成25年 3月28日就任</p> <p>平成25年 4月22日登記</p> <p>平成26年10月 1日太陽ASG有限責任監査法人の名称変更</p> <p>平成26年10月16日登記</p> <p>平成27年 3月26日重任</p> <p>平成27年 4月 9日登記</p>
<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成19年 3月29日変更 平成19年 4月11日登記</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>1. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>平成19年 3月29日変更 平成19年 4月11日登記</p>	
<p>新株予約権</p>	<p>第2回新株予約権 新株予約権の数</p> <p><u>195個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</u></p> <p><u>585個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</u></p> <p>平成18年 7月 1日変更 平成18年 7月21日登記</p> <p><u>546個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</u></p> <p>平成18年 7月31日変更 平成18年 8月10日登記</p> <p><u>516個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</u></p> <p>平成18年11月30日変更 平成18年12月 5日登記</p> <p><u>426個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</u></p> <p>平成18年12月31日変更 平成19年 1月15日登記</p>	

393個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 1月31日変更 平成19年 2月14日登記

363個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月16日登記

354個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 9日登記

345個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

315個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 9月30日変更 平成19年10月10日登記

306個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年10月31日変更 平成19年11月 8日登記

291個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成20年 1月31日変更 平成20年 2月13日登記

255個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成20年 5月31日変更 平成20年 6月10日登記

195個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式195株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

普通株式585株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成18年 7月 1日変更 平成18年 7月21日登記

普通株式546株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
株式会社ディー・ディー・エス
会社法人等番号 1800-01-046613

調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成18年 7月31日変更 平成18年 8月10日登記

普通株式516株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成18年11月30日変更 平成18年12月 5日登記

普通株式426株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成18年12月31日変更 平成19年 1月15日登記

普通株式393株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 1月31日変更 平成19年 2月14日登記

普通株式363株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月16日登記

普通株式354株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
株式会社ディー・ディー・エス
会社法人等番号 1800-01-046613

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 9日登記

普通株式345株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

普通株式315株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 9月30日変更 平成19年10月10日登記

普通株式306株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年10月31日変更 平成19年11月 8日登記

普通株式291株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成20年 1月31日変更 平成20年 2月13日登記

普通株式255株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成20年 5月31日変更 平成20年 6月10日登記

普通株式 195株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1個当たり金4万円

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 × 1株当り払込金額

既発行株式数 +

$$\text{調整後 調整前 払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行前の株価}}{\text{払込金額}} \times$$

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものとする。当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

1個当たり金1万3334円

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 × 1株当り払込金額

既発行株式数 +

$$\text{調整後 調整前 払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行前の株価}}{\text{払込金額}} \times$$

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

平成18年 7月 1日変更 平成18年 7月21日登記
 新株予約権を行使することができる期間

平成17年12月1日から平成25年11月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

(1) 新株の予約権を行使する者は所定の請求書を当社に提出し、かつ、行使した新株予約権に係る新株の行使価額の全額を払い込まなければならない。

(2) 権利行使株数の制限

被付与者が一回に権利行使できる株数は、被付与者が付与された株数の3分の1（1株未満の端数を切り上げ）までとし、権利行使から次の行使までは6ヶ月の期間をおかななければならない。）

(3) 権利の喪失事由

①禁固以上の刑に処せられた場合

②当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

③当社以外の同業を目的とする会社の役職員に就職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）

④当社の所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

⑤被付与者の死亡により新株予約権が相続されなかった場合

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

当社は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月11日登記

平成17年 4月27日登記

平成25年12月1日行使期間満了

平成26年 2月19日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

405個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
株式会社ディー・ディー・エス
会社法人等番号 1800-01-046613

1215個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成18年 7月 1日変更 平成18年 7月21日登記

1077個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成18年 7月31日変更 平成18年 8月10日登記

1071個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成18年12月31日変更 平成19年 1月15日登記

930個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 1月31日変更 平成19年 2月14日登記

750個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月16日登記

747個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 3月31日変更 平成19年 4月11日登記

567個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

564個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成19年11月30日変更 平成19年12月10日登記

474個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月14日登記

369個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式405株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

普通株式1215株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成18年 7月 1日変更 平成18年 7月21日登記

普通株式1077株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成18年 7月31日変更 平成18年 8月10日登記

普通株式1071株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成18年12月31日変更 平成19年 1月15日登記

普通株式930株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 1月31日変更 平成19年 2月14日登記

普通株式750株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月16日登記

普通株式747株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 3月31日変更 平成19年 4月11日登記

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
株式会社ディー・ディー・エス
会社法人等番号 1800-01-046613

普通株式567株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

普通株式564株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成19年11月30日変更 平成19年12月10日登記

普通株式474株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月14日登記

普通株式369株

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成25年 8月31日変更 平成26年 2月19日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1個当たり金4万円

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式によ

り1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行前の株価}}$$

調整後 調整前
払込金額 = 払込金額 ×

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数
上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものとする。当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

1個当たり金1万3334円

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整前払込金額} \times \text{1}}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行前の株価}}$$

調整後 調整前
払込金額 = 払込金額 ×

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数
上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

平成18年7月1日変更 平成18年7月21日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成17年12月1日から平成25年11月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 新株の予約権を行使する者は所定の請求書を当社に提出し、かつ、行使した新株予約権に係る新株の行使価額の全額を払い込まなければならない。
- (2) 権利行使株数の制限
被付与者が一回に権利行使できる株数は、被付与者が付与された株数の3分の1（1株未満の端数を切り上げ）までとし、権利行使から次の行使までは6ヶ月の期間をおかななければならない。
- (3) 権利の喪失事由
 - ①禁固以上の刑に処せられた場合
 - ②当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合
 - ③当社以外の同業を目的とする会社の役員に就職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）
 - ④当社の所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
株式会社ディー・ディー・エス
会社法人等番号 1800-01-046613

	<p>⑤被付与者の死亡により新株予約権が相続されなかった場合 その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 当社は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。</p> <p>（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） 当社は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月11日登記</p> <p>平成17年 8月29日登記</p>
	<p>平成25年12月1日行使期間満了</p> <p>平成26年 2月19日登記</p>
第4回新株予約権 新株予約権の数 157個 (新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。) 471個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)	<p>平成18年 7月 1日変更 平成18年 7月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 157株 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>普通株式 471株 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成18年 7月 1日変更 平成18年 7月21日登記</p>

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
株式会社ディー・ディー・エス
会社法人等番号 1800-01-046613

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1個当たり金281万8725円

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

1個当たり金93万9575円

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

平成18年7月1日変更 平成18年7月21日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月29日から平成25年11月30日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株の予約権を行使する者は所定の請求書を当社に提出し、かつ、行使した新株予約権に係る新株の行使価額の全額を払い込まなければならない

らない。

(2) 権利行使株数の制限

被付与者が一回に権利行使できる株数は、被付与者が付与された株数の3分の1（1株未満の端数を切り上げ）までとし、権利行使から次の行使までは6ヶ月の期間をおかななければならない。

(3) 権利喪失事由

- ① 禁固以上の刑に処せられた場合
- ② 当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合
- ③ 当社以外の同業を目的とする会社の役職員に就職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）
- ④ 当社の所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ⑤ 被付与者の死亡により新株予約権が相続されなかった場合

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合当該新株予約権は無償で取得する。

平成18年	4月25日発行
平成18年	5月11日登記
平成25年	12月1日行使期間満了
平成26年	2月19日登記

株式会社ディー・ディー・エス第2回新株予約権（第三者割当て）

新株予約権の数

2000個
 1500個

平成21年 8月31日変更 平成21年 9月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

- ① 当社普通株式2万株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は10株とする。）。但し、下記第②号乃至第④号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- ② 当社が「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使

に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項第②号及び第⑤号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- ④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項第②号(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- ① 当社普通株式1万5000株とする(本新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は10株とする。)。但し、下記第②号乃至第④号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- ② 当社が「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項第②号及び第⑤号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における第2項第②号(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

平成21年 8月31日変更 平成21年 9月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1. ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1万円とする。
2. 行使価額の調整
- ① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後	調整前	株式数	時価
行使 = 行使 ×			
価額	価額	既発行株式数 + 新規発行・処分株式数	
② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。			
(a) 下記第④号 (b) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）			
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。			
(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合			
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。			
(c) 下記第④号 (b) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第④号 (b) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合			
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。			
(d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第④号 (b) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合			
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。			
(e) 本号 (a) 乃至 (c) の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 (a) 乃至 (c) にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。			
		調整前	調整後
		行使	行使
		調整前行使価額により 当該期間内に交付された	

価額－価額) × 株式数

株式数＝

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。

但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④ (a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第②号(e)の場合には、行使価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

- ⑤ 上記第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第②号(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月24日から平成24年7月23日まで

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

		平成21年 7月24日発行
		平成21年 9月 1日登記
	平成24年7月24日行使期間満了	平成24年10月24日登記
	<p>第5回新株予約権 新株予約権の数 4000個 <u>なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は10株とする。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</u> 4000個 <u>なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</u> 平成26年 1月 1日変更 平成26年 2月19日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 <u>普通株式4万株</u> <u>なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 普通株式400万株 <u>なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 平成26年 1月 1日変更 平成26年 2月19日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 金銭の払い込みを要しないものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金6083円とする。 <u>なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</u></p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$ <p>また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 新規発行 1株当たり</p>	

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

	$\text{調整後 調整前 行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株式発行前の時価}}$ <p>新株予約権を行使することができる期間 平成27年5月18日から平成30年5月17日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役の地位にあることを要する。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2433円以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1015 798 1372 924"> <tr> <td>平成23年</td> <td>5月18日</td> <td>発行</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>6月9日</td> <td>登記</td> </tr> </table>	平成23年	5月18日	発行	平成23年	6月9日	登記
平成23年	5月18日	発行					
平成23年	6月9日	登記					
	<p>第6回新株予約権</p> <p>新株予約権の数 4000個</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、10株とする。</p> <p>4000個</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。</p> <p>平成26年 1月 1日変更 平成26年 2月19日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式4万株</p> <p>なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率</p> <p>普通株式400万株</p> <p>なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率</p> <p>平成26年 1月 1日変更 平成26年 2月19日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨</p> <p>無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p>						

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
 株式会社ディー・ディー・エス
 会社法人等番号 1800-01-046613

行使価額は、割当日の東京証券取引所終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）に1.5を乗じた金額とし、1円未満は切上げるものとする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の時価}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成29年6月28日から平成31年6月27日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。

平成25年 6月27日発行

平成26年 2月19日登記

第3回新株予約権（第三者割当て）

新株予約権の数

125個

75個

平成25年 9月30日変更 平成26年 2月19日登記

74個

平成26年 1月31日変更 平成26年 2月19日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式2万5000株

(1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、200株とする。但し、次の(2)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（2）に定めるとおり）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の

行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める調整
前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

普通株式1万5000株

- (1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下割当株式数)と
いう。)は、200株とする。但し、次の(2)により割当株式数が
調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後
割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
又はその算定方法」(2)に定めるとおり)の調整を行う場合には、
割当株式数は次の算定により調整される。但し、かかる調整は当該時
点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行
われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる
算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の
行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める調整
前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

平成25年 9月30日変更 平成26年 2月19日登記
普通株式150万株

- (1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」
という。)は、2万株とする。但し、次の(2)により割当株式数が
調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後
割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
又はその算定方法」(2)に定めるとおり)の調整を行う場合には、
割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時
点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行
われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる
算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の
行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める調整
前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

平成26年 1月 1日変更 平成26年 2月19日登記
普通株式148万株

- (1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」
という。)は、2万株とする。但し、次の(2)により割当株式数が
調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後
割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
又はその算定方法」(2)に定めるとおり)の調整を行う場合には、
割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時
点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行
われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる
算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の
行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める調整

前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

平成26年 1月31日変更 平成26年 2月19日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 本新株予約権1個あたりの払込金額 金12万5000円
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、7万8500円とする。

但し、行使価額は次に定めるところにより従い調整されるものとする。

① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、次の（イ）ないし（三）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

(イ) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

(ロ) 普通株式について株式の分割をする場合

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

（行使価額調整式）

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{調整後} \end{array} \times \frac{\text{交付} \quad 1 \text{株あたり}}{\text{株式数} \quad \text{払込金額}} + \frac{\text{調整前} \quad \text{株式数}}{\text{調整前} \quad \text{株式数}} \times \text{1株あたりの時価}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数+交付株式数

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日

に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

②上記①の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- (イ) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年9月19日から平成27年9月18日（但し、平成27年9月18日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。

平成25年 9月19日発行

平成26年 2月19日登記

平成26年4月30日新株予約権全部行使

平成26年10月16日登記

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
株式会社ディー・ディー・エス
会社法人等番号 1800-01-046613

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年5月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年5月11日登記
登記記録に関する事項	平成10年1月1日有限会社ディー・ディー・エスを組織変更し設立 平成10年1月5日登記	

人
印
0
0
0
0

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成27年6月18日

名古屋法務局
登記官

大場 錦 司



整理番号 あ498774

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

29/29

PATENT